

欧州連合のアイデンティティと自立性 グローバル化環境における自律性の観点から

八田 善明

はじめに	84
1 . 背景	86
2 . 欧州のアイデンティティ追求と経済的社会的発展	87
(1)リスボン戦略	88
(2)TENS(トランス・ヨーロッパ・ネットワーク)	90
(3)域内の連帯強化(統合の深化)と構造政策	91
(4)連帯の中・東欧等諸国等への伸展(拡大と加盟前支援枠組)	93
(5)EU加盟国のそれぞれの多様性とアイデンティティ確保	94
(6)社会保障制度	95
3 . 経済分野の自立性	95
(1)エネルギー	97
(2)航空宇宙分野	98
(3)ガリレオ(Galileo)計画	99
(4)eEurope	101
(5)単一通貨EURO(ユーロ)	101
4 . スタンダード・セッティングのイニシアティブ	102
5 . 安全保障	104
おわりに	105

はじめに

2002年12月のコペンハーゲン欧州理事会において、EU15か国は、中・東欧等諸国10か国の新規加盟について合意に至った。この拡大に向けた合意は、紛争と戦争に苛まれた歴史をもつ欧州に統一をもたらすものとして意義深いものと位置づけられている¹⁾。

2003年4月16日には、予定どおりギリシャ議長国下のアテネにおいて中・東欧等10か国による加盟条約への署名が行われ、批准手続が予定どおり進捗すれば、2004年にいわゆる東方拡大(第5次拡大)が実現し、米国にも比肩する経済、社会圏が誕生することとなる²⁾。

また、拡大といった規模の側面だけでなく、2002年2月28日より欧州の将来像についての議論を開始していた「コンベンション³⁾」より、欧州憲法条約草案がギリシャ議長国下のテッサロニキ欧州理事会(2003年6月21日)に提出されるに至っており、以降、

1) P1, Presidency Conclusions Copenhagen European Council, 13 Dec. 2002に1993年のコペンハーゲン欧州理事会において欧州の紛争と分断の遺産を乗り越える野心的なプロセスへの着手を決断し、今日、前代未聞の歴史的な加盟協議の終了といった道標に至ったとある。pp6-10
デンマークのEU議長国総括文書"Results of the Danish EU Presidency- One Europe From Copenhagen to Copenhagen"においてもデンマーク議長国の最重要事項であったと記述されている。同国は、コペンハーゲン欧州理事会およびそこに至る過程で、欧州委員会と協力して現加盟国と新規加盟候補国との間の理解調整に奔走、歴史的な10か国の拡大合意形成に向けての様々な観点からの努力が払われた。

2) 人口(EU15+CC10)は4億5292万人(米国2億7681万人)、GDP(EU15+CC10)9兆2210億ユーロ(米国11兆3977億ユーロ)いずれもEUROSTAT 2001年データ

3) ジスカルド・デスタン元仏大統領を議長とする「欧州の将来にかかるコンベンション」が招集され、拡大を前提としたEUの機構改革、強化を見込んだ欧州憲法(憲法条約)の草案について議論を重ねた。コンベンションは内外に開かれた民主的な手続きを経て欧州の将来を建設的に議論するという手法をとっており、EU関係の諸機関、加盟国政府はもとより、様々な団体、NGOからの意見をも広く募っているところにその一つの特色がうかがえる。そこには、政治やEUの運営といったものが密室における官僚主義・主導にて完了せず、EUの市民全体に参加のインセンティブを持って貰うという意図が現れており、同時に加盟国政府との関係でもこれまで以上にEUを、そして欧州の市民であることを認識してもらうことが重視されている。

イタリア議長国の下で秋にも政府間会議(IGC)が招集され、そこでの議論を経て、2004年央を目処に憲法条約へと収斂していく見込みである。

ECからEUへ、そして更に深化と拡大を押し進めるEUは、その個々の政策自体がそれぞれに壮大であり、その一つ一つが研究分野として十分に耐えうる奥深いものであるが、EUがどういったインセンティブに基づきそれらを推進しているのか、また、それらが如何に有機的に練られたものであり、どのように欧州の追求する方向性に合致した形で企画され、推進されているのかについて鳥瞰することが重要であると思われる。なお、欧州連合が機構的にも機能的にも複雑なのは、その深化の課程で少しずつ国際情勢に合わせて目標設定を調整しながら形成されてきたからであり、現状においてもその進化の途上にあつて、完成されたものではないことに、理解の基盤をおく必要がある⁴⁾。

本稿では、欧州連合(EU)の形成・実施するそれぞれの政策のインセンティブには、域内的要因と域外的要因があるとの考えのもと、域外的要因がその域内政策にどのような相関を持っているのかについて代表的な分野を幾つか概観し、その過程で、特に世界環境において、EUがいかなる観点からのアイデンティティや自立性を追求しようとしているのか、米国との関係をも一つの材料として、その全体像についての分析を試みることにする⁵⁾。第1章においてECから現在までの背景を概観したのち、第2章にてEUの経済社会面における基本的方向性と政策的枠組みを、第3章にて経済・産業面における自立性の追求について具体的分野を例示し、第4章にて多国間の枠

4)例えば、新機能主義学派的アプローチや政府間主義学派的アプローチといった大きな分類によって欧州統合論を整理しつつも、実際にはその一つの理論で全てを説明することは困難であり、理論からみた場合、欧州統合プロセスは「動く標的」と評している例がある。久保広正、第2章「欧州統合論」2003年、勁草書房

5)EUのアイデンティティの本質を分析するにあたっては、その構成要素である加盟国間の関係、特にEC創設期から現代に至るまで常に多大な影響力を有するドイツ=フランスの関係やベネルクスとの関係、イギリスの位置づけ、加盟国数の増加によるそれぞれの構成国の影響力の推移等といった視点からのEU実態像分析を図るアプローチもあるが、本稿では、加盟各国間における力学といったマイクロ分析には取って替えず総体としてのEUになるべく焦点を当てた。

組み等における行動の傾向を示し、第5章で一国や地域のアイデンティティに直結する安全保障面における方向性を概観し、結論を導き出していきたい。同分析により、世界における重要な一極としてのみならず、我が国との関係を考えた場合、外交、安全保障等いずれの分野においても今後一層の関係強化の余地があると思われる欧州、特にEUとの距離感を再測定する一助としたいと考える。

1. 背景

先ず、簡単にEC設立からEUへ、そして次の拡大へと至る道程を記述しておく。欧州は、第2次世界大戦後の荒廃した中、米ソの大国に挟まれ、復興資金はマーシャル・プランに、ソ連をはじめとする勢力に対しては、米国との北大西洋条約機構に頼らざるを得ない中、如何に復興するかを模索していた。先ず、石炭や鉄鋼といった軍需上の中核物資・エネルギーを共同管理する欧州石炭鉄鋼共同体の設立により不安定要因の除去をはかり、同時に、米ソに遅れてしまった原子力といった先端エネルギー分野における協力・効率化を目指し欧州原子力共同体(EURATOM)を、そして米やソ連に比肩する経済領域に復権することを目的として、経済分野一般における共同体(欧州経済共同体: EEC)を設立した。後に、これら共同体の諸機能を統合した欧州共同体(EC)として発展させ、紆余曲折はあるものの、関税同盟、単一市場の構築等、そして経済通貨同盟(EMU)を推進してきた。この間、米ソといった外的要因のみならず日本等の経済伸張といった追加的な外的要因が更に経済面における強化インセンティブを助長した。なお、その後に起きた冷戦の終焉は、冷戦構造をとりまく環境を与件として構築されていた米・欧州関係についても大きな変化を生じさせたことは必然であろう⁶⁾。以降、米国は安全保障的にも、経済的にも独自の秩序を求めた政策へと転換をはかり、同時に欧州も新たな秩序を求めて動き出したと

6) 2003年8月6日付米国防省プレスサービス(Gerry J. Gilmore)によると、1987年には、欧州地域への米軍はソ連の侵攻に備え、300,000人の兵士を駐留させていたが、現在では106,000人と3分の1に縮小している。

言える。

ECは、マーストリヒト条約に至るまでに着実に人・物・金の域内自由移動による経済・社会的効率を追求し、積み上げてきた。これらの自由移動の確立に伴い、文化、価値観、思想や政治観の共有基盤のさらなる整備を促し、域内の連帯と結束を強化してきたが、一方で組織的犯罪などの負の面の自由移動も生じることとなるため、新たな統合要素が必要となる。また、急激な国際環境の変化に伴い、ダイナミックな外交や安全保障面での行動力と共同した行動力の強化が必要とされ、欧州が以前に既に挫折した欧州防衛共同体(EDC)や欧州政治共同体(EPC)の直接の現代版ではないものの、1993年には欧州連合への発展によりその対象分野を従来の経済・社会分野から共通外交安全保障政策や司法・内務協力といった第2、第3の柱まで広げるに至っている。

2. 欧州のアイデンティティ追求と経済的社会的発展

民主主義、人権、法の支配、市場経済等といった基本原理は我が国や米国等とも方向性を一とした価値観であるとともに、EUの基本的理念として据えられている⁷⁾。これらは従来より普遍的原理としてこれまでの拡大の際にも要件として新規加盟国に求められてきており、今次拡大を前提としたコペンハーゲン・クライテリア⁸⁾においても明確化され、EUが域内外を問わず追求する中心的な価値観として据えられている⁹⁾。また、紛争予防、平和の希求についても、当初、欧州域内における紛争予防を意図してECが設立されたという流れをくみ、コンボ紛争から拡大し、その結果EU独自の治安維持軍が創設されたという過程にも見られるように当然に中心的な価値観となって

7) ニース条約及び欧州憲法草案においても記述されている。

8) 93年のコペンハーゲン欧州理事会にて設定した政治・経済面における一連の新規加盟基準のこと。

9) 域外との関係については、山本 直 "EUにおける人権と民主主義 -コンディショナリティを題材にして-" 「日本EU学会年報」第22号(2002年)参照。

おり、前述のものとあわせ、これらの価値観を世界的な普遍的価値観として位置づけ
ていく姿勢である。

なお、旧ローマ帝国文化圏であることや、キリスト教的な共通基盤を有すること
等を基調とした欧州アイデンティティ論もあるかと思われるが、ここではそれらの詳
細には踏み込まない。

欧州全体としては、それらの基盤の上に欧州の繁栄を追求しており、どのような文
化圏か、経済圏か、社会であるべきかを自ら構築しようとしている。このような、人＝
欧州人の生活に直接関係する経済・社会面においては、リスボン戦略に見られるよ
うに世界における経済的競争力強化と完全雇用の実現といった両立の困難な分野
に意欲的にチャレンジしている。このリスボン戦略を総体的な政策パッケージとし
た場合、域内格差の是正、すなわち連帯を深め、弱点を克服し、域内効率と国際的
競争力を強化するための具体的施策の一つとして、その重点分野を抽出した特筆す
べきトランス・ヨーロッパ・ネットワーク(TENs)があげられる。また、これらを社
会的結束と連帯の達成の観点¹⁰⁾から、財政的に支援する政策として、「構造政策」が
あげられる¹¹⁾。このようリスボン戦略やTENs、そして構造政策等が共に相関しなが
ら有機的に域内の経済・社会システムをパッチワークからネットワークへ強化しな
がら発展していくようになっている。以下にそれぞれの概要を述べる。

(1)リスボン戦略

2000年のリスボンで開催された欧州理事会にて“10年間で知識型の世界一競争力
のある経済を実現する”ことを目的とした一連の指針が示され、以降「リスボン戦略」
と呼ばれている¹²⁾。同戦略は、半年の輪番制のEU議長国のいずれもが、議長国期間

10) ローマ条約時代からの理念を継承し、マーストリヒト条約において明確に記述されるに至った
社会的結束と連帯がEUの重要課題として位置づけられる。

11) 農業分野に限定すれば、共通農業政策(CAP)も同様の役割を果たしていると言える。

12) "the most competitive and dynamic knowledge-based economy in the world, capable of
sustainable economic growth with more and better jobs and greater social cohesion"との目
標を掲げた。

中の重点事項として位置づけてきているものであり、通常、年数回開催されている欧州理事会の内、春に開催される理事会は経済問題、特にリスボン戦略の評価と目標設定等を行うための理事会として位置づけられている¹³⁾。

なお、ここでいう知識型とは、本戦略の策定当時“革命”とまで言われて注目を浴びた情報通信分野(ICT分野)において、世界的に遅れをとらず先進的な経済および社会を構築することを指しており¹⁴⁾、多分に米国を意識したものである¹⁵⁾。その意味において、新しい事業を生み出す力としてのアントレプレナーシップ、ベンチャー、中小企業といった層への重視を打ち出し、経済への活力、国際競争力、雇用の増大へと結びつけようとしており、ここでも米国を大いに参考にしているといえる¹⁶⁾。

なお、知識型社会に基づく経済へ移行するということは、ある意味において労働の質とその分布に変化をもたらすことになるが、右にかかる初期投資、すなわち人づくり、研修を経済システムそのものにまかせた場合、知識型へ移行することによる経済

13) リスボン(2000年)の後、ストックホルム(2001年)、バルセロナ(2002年)、ブリュッセル欧州理事会(2003年)と春の欧州理事会においてレビューを行ってきている。(他の理事会でも個別に取り上げてはいる。)

14) EUの広報パンフレット" Toward a knowledge-based Europe, The European Union and the information society" Office for Official Publications of the European Communities, 2003 に詳述されている。

15) Ibid. 90年代に米国はデジタル革命をいち早く活用し、結果としてより競争力があり、かつ驚異的な成長を遂げたとの記述があるが、このパンフレットが発行された2003年の時点ではその米国のITバブルがはじけた後であるにもかかわらず、なおその米国のIT化とその効果に対するポジティブな評価がうかがえる。

16) リスボン欧州理事会における欧州委員会の貢献文書" The Lisbon European Council-an Agenda of Economic and Social Renewal for Europe - contribution of the European Commission to the Special European Council in Lisbon, 23-24th March 2000"においても米国との比較がなされており、中小企業から経済を構築するという思想は2003年の欧州委員会の報告にも顕著に現れている"Communication from the Commission to the Council and the European Parliament - Thinking Small in an Enlarging Europe", 21 Jan, 2003

効果以前に個人や企業にとって研修コスト等が短期的には大きな負担・足かせとなり得る。より合理化された強力な経済を造るにあたり、総合的な効率と効果を模索した場合、人材育成・教育・情報提供の面の拡充を政策的に財政的裏付けをもって行うことが不可欠であり、そういった考え方に基づいてEUはリスボン戦略に係る政策を推進している。ここに、社会政策、経済政策及び雇用政策の三位一体の相乗効果を期待する戦略の姿があり、欧州社会モデル¹⁷⁾の改革が一つの焦点となっている。この戦略において、理念上は、人は置き去りにならず連帯を確保した形での知識経済移行を目指したトータルな形となっている。

このように、リスボン戦略の特徴は、単に世界における経済面での競争力強化のみを目的とするのではなく、IT先進国の米国等でも問題として取り上げられているデジタル・ディバイドの問題にも配慮しつつ、同時に完全雇用と職業教育、機会均等々の社会面を満足させようという意欲的な戦略になっているところにある。

(2) TENS¹⁸⁾ (トランス・ヨーロピアン・ネットワーク)

電気通信、運輸、エネルギー分野についてEUはこれらを欧州の連帯強化にあたって不可欠の要素と位置づけ、マーストリヒト条約以降¹⁹⁾に同3分野が盛り込まれている。

人・物をはじめとした自由移動確保は、EUの目指す単一市場完成の大前提となるものであり、正にEUの動脈とも言える各種輸送網の整備は極めて優先度の高い課題となっている。この観点から、加盟国間を越境する道路、鉄道、水上輸送をはじめとするインフラ整備や自由化が重視されてきている。イタリア議長国下では、公共事業として、運輸インフラへの梃子入れをその主要課題として位置づけているが、これを

17) 社会モデルへの系譜と日本との比較については 中村仁威「ヨーロッパの新社会モデルと日本の「骨太の方針」との比較」世界経済評論9月号(2001) を参照。

18) 3分野のTENがあるので、総称して複数形のTENS。

19) ニース条約においても、引き続き、同154,155,156条において電気通信、運輸、エネルギー分野の各加盟国におけるネットワークの相互接続、相互運用等について記述されている。

受けて、デ・パラシオ運輸・エネルギー担当欧州委員も運輸インフラの未整備はEUの経済成長を0.5%分無駄に押さえているとして、より一層強化されたTEN-Tへの取り組みを主張している²⁰⁾。なお、この主張は、EU全体の効率化と強化を求める欧州委員会に対し、加盟国当局の追求する国内整備の観点は必ずしも現状では一致しておらず、1993年のジャック・ドロール委員長の主導による14のプロジェクトの内10年近く経た今でも3つしか完了していないという事実を重く受け止めた結果である。電気通信及びエネルギー分野については、3.経済分野の自立性の章にて後述する。

(3) 域内の連帯強化(統合の深化)と構造政策

ECは、1975年来²¹⁾ 構造政策という地域(支援)政策²²⁾ を実施してきている。同政策は、加盟国といった「国」を直接の対象として支援するのではなく、各々の加盟国内において対象となる地域を特定し、それらを支援対象単位として後進地域への支援を行うといったシステムを採用しており、これにより全ての加盟国における後進地域と発展地域の地域格差を是正していこうとするユニークなものである。このようなシステムは、共同体創設メンバーである6か国の時点から、スパーク報告²³⁾ に見られる「EC域内の後進地域等を加盟国ではなく共同体レベルで克服することが単一市場の観点から重要である」といった基本理念が既に共有されていたことに端緒を有する。

なお、始動期にはそれほど大きくなかった構造基金予算も共通農業政策予算と反比例して、次第に増加し、共同体の域内政策を側面支援する重要なツールになっている。構造基金によって、域内格差を是正し、より完成度の高い単一市場として機能

20) "Loyola de Palacio, commissaire européenne chargée des transports <<Le manque d'infrastructure coûte un demi-point de croissance par an >> "Le Monde, Paris, 2003/7/8

21) 最初の基金としての欧州地域開発基金(ERDF)が発足したのが1974年12月のパリ首脳会議の決定に基づき、1975年。

22) 構造政策の詳細については、EUホームページや、辻 悟一「EUの地域政策」世界思想社、2003を参照。

23) ポール・アンリ・スパーク(ベルギーの元外相)の報告書

していくことは、EU内における大国にとっても、仮に多少の支出を伴ったとしても域外との関係で重要と考えたであろうし、後発のEC加盟国にとっても、様々な連帯強化政策を実施しつつ、EMUの推進へのインセンティブを失わせない支援材料としての役割を果たしたと思われる。単一市場形成に向けて様々な努力を経た後、ユーロ参加希望国は、引き続き、厳しいユーロ参加基準(収斂基準²⁴⁾)達成に向け調整を行っていた。導入する以上は、域内外に対して意味のある形での導入が目指されたであろうし、そのためには、(時期的にも質的にも)足並みを揃えた参加を達成することが重視されたはずである。このユーロ参加基準を後発の加盟国も含めて各加盟国が単独で当然に一定期間内に実現することは必ずしも容易ではなかったはずであり、構造基金は、各加盟国から見た場合、国家予算を多く支出するような大型プロジェクトを補助したり、産業転換を支援したり、各種基盤整備を行うといった様々な財政的支援を実施することにより、直接的な目的ではないものの、ユーロへの同時参加に向けた間接的支援策の一つとして一定の役割を果たしたと考える。特に、構造基金に後れて設定されるに至った結束基金(Cohesion Fund)の対象は、後発加盟国で経済的な支援を要するアイルランド、ギリシャ、ポルトガル、スペインを対象としたものであり²⁵⁾、この事実からもEUはただ拡大をするのではなく、同時にその全体の水準を維持し、更に発展するための手段をフレキシブルに確保するメカニズムがうかがえる。このように構造基金は、単一市場やEMUの推進といった統合の深化の面において、足並みを揃えるといった意味で、縁の下で重要な役割を果たしてきているし、拡大に際してもその格差是正をスムーズに行う重要なツールとして機能している。

24) インフレ率が最も低い3か国の長期金利の平均値より2%上回らないこと、財政赤字の対GDP比が3%を上回らないこと、公的債務残高の対GDP比が60%を上回らないこと等を規定。

25) 結束基金の対象分野は運輸と環境といったそれなりに負担の大きい分野であり、他にクリアすべき経済条件を抱えている国にとって(域内で進んだ国との関係でも相対的に)当然に対応が行き届くとは考えられない分野である。従って、結束基金をはじめとする構造政策は概してネット受給国(支出に比べて受け取り額が大きい国)であるこれらの国々からは肯定的に受け止められている。

(4) 連帯の中・東欧等諸国等への伸展(拡大と加盟前支援枠組)

EUの東方への拡大は、冷戦後の世界における米国の経済的、政治的影響圏の拡大といった背景の下、安全保障的にも、経済・社会的な領域の観点(単一市場の拡大と安定)からも、加盟時点における新規加盟国の経済格差を差し引いても、今次拡大のタイミングをにおいて他になかったと思われる。

なお、拡大に至るまでには、EUの基本理念である民主主義、人権、市場経済の十分な水準での達成を加盟の要件とする(先述のコペンハーゲン・クライテリア)一方でEUと加盟候補国との間で締結された欧州協定に基づき、きめ細かい加盟前援助というかたちで、EU側の一方的かつ無謀な要件のつきつけにならないよう配慮をしつつ、結果としてEUの価値観への統合を着実に進めた。これは、将来の拡大EUにおける格差是正といったEU総体としての基礎体力の観点からも必要であり、また、加盟候補国および同国民のEU加盟に向けたインセンティブの維持のためにも必要であったし、また、国際場裏における域外からの様々な指摘に対抗するための防衛的な文化・社会・経済的武装の意味もあったのではないかと考える。

ここで、一つ留意すべきことは、拡大がすぐに連帯強化による一枚岩の巨大なEUを構成するか否かといった観点である。今回の新規加盟予定国については、実際には、ソ連等を隣人とした長い歴史に鑑み、安全保障等の実質的な観点からNATOの盟主である米国との依存関係が強い場合も多く、また、その後の経済的、技術的關係等からも引き続き米国との共同歩調を志向する新規加盟予定国も存在しており、新規加盟後の拡大25か国EUになった際に、欧州と米国といった背景で対外政策上どのような影響、齟齬が生じ得るのか予断できないのである。

少なくとも加盟前ではあったが、その重要な時期であるにもかかわらず、米国を中心とした対イラク軍事行動の際には対外政策の温度差が米国の推進する方向性との関係で欧州内にプロ・アンチの態度を明確に分けてしまったことが記憶に新しい。これから想像されることは、個々の加盟予定国の判断基準として、加盟と同時にEUとしての一体性や利害だけを中心に判断するようになるとは考えにくく、米国との関係を分野により優先する加盟国があっても不思議ではないということである。

(5) EU加盟国のそれぞれの多様性とアイデンティティ確保

EUの統合の中の一つのキーワードは多様性の尊重であろう。個別の国、そしてそれを構成する国民のそれぞれのアイデンティティは可能な限り尊重される²⁶⁾。その如実な例がEUとしての公用語の議論といえる。現在のEUの各種機関の運営は、EU15加盟国の公用語である11言語で行われており、EUの各種法令(規則、指令等)にはじまり、主要公式文書のすべてを11の公用語に翻訳している。また、会議の際の同時通訳も最重要な会議であれば11言語の通訳が行われる。これら翻訳、通訳要員としてEUでは諸機関の要員は常勤・非常勤合わせるとかなりの人員を割いているとも言われ²⁷⁾、その予算についても多大なため、通常であれば言語を絞り込み合理化する考えもあるかも知れないが、母国語、公用語といった加盟国(国民)のアイデンティティ重視の観点からそれらを無駄とは捉えていない²⁸⁾。これは、更なる拡大に際しても議論になっているが、基本的方針には変更は見られない。費用的な効率の追求か、加盟国、ひいては欧州市民の個々のアイデンティティの保障を根本原理と位置づけるかとの間で後者を採用している。

このような多様性の確保の問題については、加盟国を中心とした域内だけの問題ではなく、そのまま国際社会においてもEU及びEU加盟国の立場としてしばしば強調される価値観となっている。

26) 補完性原則など。

27) 欧州委員会翻訳局では、1,200人の常勤翻訳員及び70人の言語学者が携わっており、更にフリーランスを適宜雇用している。2002年の翻訳ページ数は、約130万ページにのぼる。例えば、通訳については、欧州委員会ではSCICという通訳サービスを擁しており、450人の常勤、200-300のフリーランス雇用/1日にて1日あたり50件の会議をこなしている。 <http://europa.eu.int/comm/scic/>

28) EUの広報パンフレット" Toward a knowledge-based Europe, The European Union and the information society" に欧州の言語的多様性に対応し、何人も母国語でEU関係情報へのアクセスを確保する関係からも、ITを基本とした知識型社会の推進が必要としている旨記述されている。

(6) 社会保障制度

欧州は古くから世界でも進んだ水準の社会保障制度を整備してきた地域であり、現在のEUにおいてもその効率性を追求している。単一市場の重要な要件としての人の移動の自由を実質的観点から確立する為には国境を越えた社会保障システムの合理化や効率化が追求されることがある意味で必然ではあるが、同時に加盟国毎の主権と欧州委員会の権限間での調和が重要な分野となっている²⁹⁾。ここでは、深く立ち入らないが、労働市場の実質的な意味での障害除去を促し、より欧州市民としてのパフォーマンスを享受するためには重要な分野である。

3 . 経済分野の自立性

現代の経済は、グローバリゼーションの中にあつて、国や地域間の相互依存関係が質・量・速度のいずれをとっても以前にも増して深くなっているが、それらを前提にしつつも、一国や地域における自立性、すなわち対外的に依存しないで様々な経済要素を自給自活できる環境を維持することは国際場裏におけるプレゼンスとの関係で重要でなくなっているわけではない。例えば、ECの発展過程を通じて今も中核的な政策となっている共通農業政策(CAP)も食料安全保障的側面があったといえる³⁰⁾。

29) EUおよびEU加盟国の社会保障制度の全体像については、岡伸一、「欧州統合と社会保障」労働者の国際移動と社会保障の調整、ミネルヴァ書房、1999に詳しい。なお、同筆者は、著書の終章PP401-407において、EUにおける社会保障制度に対するアプローチが国民の生活を保障し、連帯を理念を追求する観点を中心に据えているのではなく、経済力強化の目的が中心に据えられており、EUにおける社会保障政策は、人・労働力市場の競争原理に利用しているとの意見を紹介している。

30) 欧州各国が、自給率の低迷や輸出入バランスと外貨(ドル)獲得の観点から戦後落ち込んだ農業生産レベルを元の水準に戻そうとしていた。また、そこには安全保障的観点もあった。CAPの経緯等については右を参照されたい。ローズマリー・フェネル著、荏開津典生監訳「EU共通農業政策の歴史と展望、ヨーロッパ統合の礎石」農文協 1999年3月

また、各種インフラや工業製品といった産業や経済面における自立性についても、安全保障環境上の自立性に密接に相関があるはずである。重工業・ハイテク産業・化学工業等の分野を中心とする製造業分野においては、製造過程におけるエネルギー供給の質とコストはその製品価格、ひいては市場における競争力等に密接に関係しており、決定的な要素の一つである。また、軍需産業もその例外には置かれず、開発や国際調達上の競争力の観点からも、安全保障面はもとより、経済活動上の自立性に直結していると言える。つまり、エネルギーの自給や調達にかかるエネルギー安全保障の議論は、より経済的自立性や安全保障上の自立性を求める場合の、一つの前提条件となっている。

また、経済活動の基盤となる「人と物の移動」を担う運輸インフラそのものの重要性も単一市場の完成度の観点から極めて重要度が高い。更に、それらを構成する輸送関連工業といった重工業、例えば乗用車、鉄道、航空機産業や航空宇宙分野の自己開発能力の維持は、単に貿易上の高額商品としての意味だけでなく、域内で社会の成長とニーズにあわせて交通・輸送手段や宇宙利用を自由に設定できる柔軟性とコストの両面から重要である。

なお、衛星測位システムについても、そのポテンシャルは単に運輸面の側面支援的性格にとどまらず、その市場規模とあらゆる移動手段との関係、または例えば地理・地質学的な応用の観点からも重視されるのは必然ともいえよう。

また、運輸と並行して人と人、人と物(商品)の全てをダイナミックにつなぐ情報通信基盤についても、経済的側面はもとより、安全保障的観点から見ても、他国・地域への依存度の低さや価格効率といった要素が重要であることは、ミリタリー・バランス的な観点以前の要素として認識されるべきであろう。

更に、欧州統合のシンボリック存在とも位置づけられ、金(資本)の移動の更なる流動性・効率化の観点から極めて重要な要素は、単一通貨ユーロの導入である。域内経済効率と安定性を求めて周到な準備期間を経て手に入れた成果であり、欧州の金融政策分野におけるポテンシャルを高めたと言えよう。以下に個別分野の概要を示す。

(1)エネルギー

EUの域内におけるエネルギー政策は、前述のトランス・ヨーロッパ・ネットワークの3分野の一つとして重点政策とされており、TEN-E(= TENエネルギー)、域内におけるエネルギー単一市場の完成とエネルギーの安定供給を目指している。それは、電力と天然ガスの供給について効果的な移送、分配、備蓄のネットワークを国境を越えて構築するものであり³¹⁾、同時に競争力推進の観点から、市場の自由化(家庭および産業用の双方)を推進している。

なお、EUの石油・天然ガスの域内調達量は限られており、その約8割を輸入に頼るなど、域外依存度が高いため、危機管理の観点から「エネルギー安全保障」を重視している。その観点から、TEN-Eにより相互に調達を融通しあえる域内市場網を確立し、ロシアとのエネルギー・パートナーシップ³²⁾の推進を行うなど調達先の多角化を進めつつ、輸入エネルギーに対する依存度の低減の観点からの再生可能エネルギー源による発電の割合増加を目指す³³⁾といった政策を推進している。なお、一方で米国とのエネルギー依存関係は殆ど無いことが興味深く、今後は、より地政学的観点も加味しつつ効率的な調達先としてロシアやカスピ海沿岸諸国、そしてアフリカ、イランからの調達にEU、米等が大きく関わっていくものと思われる³⁴⁾。

31) 各加盟国の電力線やパイプラインの相互接続、貯蔵施設の整備等であり、1994年のエッセン欧州理事会にて具体的な優先プロジェクトを10項目策定、2002年には新たに優先項目を策定して推進している。

32) 2000年10月のEU・ロシア首脳会談において、エネルギー問題について定期的協議を開催することについて合意し、それ以降EU・ロシアパートナーシップ協定の下でEU・ロシア・エネルギー・パートナーシップを推進している。

33) 2001年9月27日に、「域内電力市場における再生可能エネルギー源より生産された電力の促進にかかる欧州議会及び理事会指令(2000/0116(COD))」が採択されている。なお、再生可能エネルギー源(Renewable energy sources: RES)とは、風力、太陽エネルギー、水力、バイオマス、地熱、波力、潮力等のこと。

34) Jan H. Kalicki "Caspian Energy at the Crossroads" Foreign Affairs September/October 2001は米のカスピ海沿岸諸国の戦略的位置づけ等が簡潔に記述されていて興味深い。

(2) 航空宇宙分野

EUは、航空宇宙分野における中長期戦略として、2001年に航空宇宙分野におけるアドバイザリー・グループ³⁵⁾を創設し、同グループにより2002年2月に「21世紀の航空宇宙戦略レビュー」が纏められた。同レビューは、目下、米国が支配的な同分野におけるEUとしての方向性を示している。例えば、米国の航空宇宙分野へのアプローチは軍事目的を中心としてその反射的利益を民生用途に反映させる手法を用いているため、開発研究費から政府(国防)予算を割いている割合が多く、それ故に競争力が強いとしている。それに対し、欧州のアプローチはより民間活力を導入している点で概念的にも米国のアプローチと異なるとして、米国が航空宇宙分野におけるグローバルな優位性を国家的な政策目標としていることに触れつつ、EUの繁栄のためには同分野への野心的な挑戦が必要であることを示している³⁶⁾。

ここで注目すべきは、航空宇宙産業が欧州の経済成長、安全及び生活の質の観点から核心的な分野でありEUの貿易、運輸、環境、安全と防衛に密着していると評価していることである。また、国際場裏におけるEUのプレゼンスの観点から競争力のある強い産業が不可欠であり、国際市場でのプレゼンスを確保していく上でも重要であるため、最先端であり続けることの必要性を主張していることである³⁷⁾。

このレビューがでる遙か前から、実際には産業面における域内協力は進められて

35) エルキ・リーカネン企業・情報担当欧州委員を座長に、航空宇宙産業界の7名の責任者、5名の欧州委員(デ・パラシオ運輸・エネルギー担当委員、ラミー貿易担当委員、ピュスカン・リサーチ担当委員、パッテン対外関係担当委員)、CFSP上級代表(ソラナ)、2名の欧州議会議員から構成されている。

36) EUの米国に対する論理に対して、米国はEUのエアバスに対する様々な政府支援(設立当初より開発、生産、販売のそれぞれにおいて政府より直接補助を行っているとの主張)を問題視している。同様に航空機エンジンへの支援についても指摘されている。詳しくは、2003年版、USTR外国貿易障壁報告書の欧州連合部分参照。

37) EUの政策分野の一つとして宇宙分野が重視されるに至った経緯、ESAとの関係については、鈴木 一人「欧州宇宙戦略とGalileoプロジェクト」日本EU学会年報第22号(2002年)を参照されたい。

おり、例えば、エアバス・インダストリー社³⁸⁾による航空機分野での市場占有率などにはかなりの進展が認められる。エアバス社は、1970年に創立以来、革新的なフライ・バイ・ワイヤ技術等によるA320を市場に投入する等、着実にシェアをのばし、単通路100人クラスのカテゴリーにおいては、現在、世界受注シェア50%を越えている。また、今後の戦略として、大型機市場についても視野に入れ、超大型機であるA-380³⁹⁾の導入により米国のボーイング社に対する競争力を更に強めようと意気込んでいる⁴⁰⁾。

エアバス社は、軍用機の分野でも、部隊の紛争地への派遣や救出面における欧州の自立性につながるA-400M軍用輸送機の開発も手がけている。なお、同輸送機のエンジン受注に際し、カナダのPratt & Whitney Canada社受注の線も強かったが、最終的に欧州企業のEPIによるコンソーシアムが受注を獲得した⁴¹⁾。これにより、欧州による機体に欧州のエンジンが搭載されることとなり、欧州独自の軍用輸送機を手に入れるに至っている。同輸送機は、ドイツ、フランス、スペイン、英国、トルコ、ベルギー、ルクセンブルクの7か国より合計180機の受注が確定している。大きすぎる一歩ではないが、一つの着実な前進である。

(3) ガリレオ (Galileo) 計画

2002年3月の運輸相理事会において、ガリレオ計画への資金支出が最終合意に至った。今後、2005年までの開発段階を経て、2007～08年までに実用化する見込みで

38) エアバスは、米国の巨大航空機メーカーと欧州の航空機メーカーが対等に競合できるよう、1970年にフランスとドイツによる企業連合として設立され、その後、スペインと英国が加わっている。エアバス・ジャパン社ホームページ<http://www.airbusjapan.com>

39) 2階建て、4通路555席、航続距離16,200kmの超大型機

40) ジャン＝リュック ラガルデル会長は、「米国のボーイング社の747機による大型機市場独占による多大な利潤から中・小型機市場で価格破壊を行うことを見過ごしていく訳にはいかない」と述べていた。Bruno Lancesseur "Airbus Industrie, 30 ans apres" Les echos actualite, 19 decembre 2000.

41) "Un moteur europeen pour l'A400M" Le Monde, Paris, 7 mai 2003

ある。このガリレオ(Galileo)と名付けられた計画は、欧州独自の衛星測位システムを導入するもので、米国のGPS(グローバル・ポジショニング・システム)、ロシアのGLONASSに続く同様のシステムであるが、米国のGPSやロシアのGLONASSが軍事目的で開発され、GPSについては、後に民生用途に(無償で)解放されている経緯もあり、米国が安全保障的な観点等から不快感を表し⁴²⁾、EU加盟国内でもその必要性や資金的問題を含めて議論があったものである。本システムの導入を意識した背景には、一つのシステムに依存する危機管理上の問題が取り上げられており⁴³⁾、同時に、技術的な側面での米国のGPSシステムに対する優位性、契約ベースであることによるサービスの継続性への信頼性の高さと保障の問題⁴⁴⁾、関連産業の経済規模と効果⁴⁵⁾の観点からも有意義として独自に衛星測位システムの開発することの正当性を理由づけ、加盟国の合意に至っている。なお、システム開発段階から、GPSとのインター・オペラビリティ(相互可用性)を確保すべく設計を進め、GPSとの訣別を避け⁴⁶⁾、同時に、

42) 重複したシステムの開発の意義に対する疑義や、米軍の使用する電波の帯域に影響があるのではないかといった議論。

43) 2001年4月26日にロジヨラ・デ・パラシオ副欧州委員会委員長がミュンヘンで行った「ガリレオの欧州にとっても重要性」の講演においても述べている他、EUのホームページ上でも同様に優位性に言及している。http://europa.eu.int/comm/dgs/energy_transport/galileo/intro/gps_en.htm

44) GPSの場合には、無償で米国政府より提供されているGPS衛星からの電波を利用して、仮になんらかの損害を被ったとしても、当然に補償されるものでも米国政府を相手取り損害賠償を求めることは考えにくい。一方で、ガリレオは契約ベースなので安定したサービスを維持する義務や補償を与える基盤があるとしている。

45) 今後更に充実するであろう航空・船舶・自動車のナビゲーション、測量、パーソナル・ナビゲーションなどの市場規模。

46) GPSとガリレオの双方のシステムの歩み寄りにより、GPS単体よりも(確保する衛星数の数が増えるため)精度と信頼性が増すことや、市場を共有できるといった面を考慮に入れると、米国が強硬姿勢を貫き、ガリレオがGPSと異なった方式を採用したり、EU域内において保護的な政策を展開するといったマイナスの結果を導かないよう慎重に対応すべきとの意見もある(Laurence Nardon "GALILEO and GPS: Cooperation or Competition?" The Brookings Institution, July 2002. Nardon氏はIFRIのリサーチ・アソシエイト)

もはや殆ど機能していないとされるGLONASSを有するロシア、そして中国⁴⁷⁾をはじめとする諸外国に対しても本プロジェクトについての協力関係を働きかけるなど積極的にそのグローバル性をアピールし国際的にも受け入れられる基盤を構築している。

なお、ガリレオ計画の開発構想は、一部を欧州委員会とESA(欧州宇宙機関)の折半による公的資金にてまかない、民間資金との協力にてプロジェクトを推進するPPP方式を導入している点でも興味深い。

(4)eEurope

リスボン戦略の目玉の一つである知識型経済への移行の中核となる情報通信分野における行動計画がeEuropeである。2000年のフェイラ欧州理事会において合意されたeEurope

2002行動計画により、より多数のインターネット接続を促し、関連規制の見直しをはかるとともに、様々なモバイルやマルチメディア面への進化と電子商取引の促進を実現した。2002年のバルセロナ欧州理事会では、ブロードバンド・ネットワークの接続数増加、IPv6の導入、セキュリティの確立、e政府、e学習、e医療、eビジネスの整備を目指して、eEurope2005を設定した⁴⁸⁾。このようにして、ICTを活用して、バランスのとれた知識型経済と雇用改善、社会的結束を目指している。

(5)単一通貨EURO(ユーロ)

3段階の経済通貨統合(EMU)準備期間を経て達成したユーロ貨幣の導入・流通は、域内におけるドイツ・マルク、フランス・フラン等をはじめとする域内通貨間による消耗を避けるという意味合いと対外的、特に米ドル、日本円をはじめとする国際通貨

47) 2003年5月16日よりEUと中華人民共和国の間でガリレオ計画における協力についての協議を開始した。同日のラムルー総局長の挨拶にてEU・中国間の政治的関係にも大きく影響すると述べている。

48) 詳細についてはeEurope2005に関する欧州委員会報告書他を参照。

http://europa.eu.int/information_society/eeurope/news_library/eeurope2005/index_en.htm

に比肩し得る国際通貨を目指すといった要素の双方を実現していこうと加盟国それぞれにおけるマクロ経済要件を収斂してきた結果である⁴⁹⁾。これは、フランス・フランやドイツ・マルクといった永年の国別のアイデンティティと引き替えにする部分があっても、通貨危機等に対する対応力、基礎体力を確保するといった実質面も手伝って達成し得たものである。実際にユーロは米ドルとの関係でもパリティを達成するなどその価値は市場でも米ドル、円に対する代替手段としてその位置づけが高まっている。

EMUの段階でのユーロ参加条件は、ユーロ導入後もユーロの信頼性確保の観点から引き続き安定成長協定として維持されており、そこに定められた条件を突破した場合には制裁の可能性を有するシステムとなっている。

実際には、様々な問題を抱えつつも一部を除くEU加盟国は、独自の強力な通貨を創設し、更にその参加地域を拡大していこうとしている。ユーロは、それ自身が金融と経済面、そして文化面にも相関する欧州としての強力なアイデンティティであり、また、その導入にあたっての綿密な準備にかけた努力を乗り越えたこと、そして成功といった結果を導き出した加盟国の連帯といった自信をも同時に手に入れたと評価されよう。

4 .スタンダード・セッティングのイニシアティブ

域内経済や通商分野での権限を有する欧州委員会の様々な分野におけるルール・メイキングのイニシアティブが顕著になってきている。EUの内部において、多数の加盟国が合意するに至ったルールに一定の普遍性を持たせ、国際機関等におけるイニシアティブに繋げ、これまで米国等が得意としてきたルール・メイキングの手法を実践し、積み上げてきている。このような手法は、米国、日本、その他に対する働きかけの原動力として今後ますます活用されていくことが考えられ、更にEUが拡大することによって一層その傾向は強められ、自国(EU)にとって有利(防御も含め)なスタン

49) EMUについて、詳しくは、田中素香編著「単一市場・単一通貨とEU経済改革」文眞堂、2002年を参照。

ード構築をめざしていくものと思われる。ここに見られるのは、アイデンティティとしてのスタンダード・メイキングと同時に、米国等を強く意識し、比較し、米国等より進んだ(踏み込んだ)スタンダードを設定し、法的枠組を一足先に構築することにより、域外に対しても対抗し得るルール・ゾーンを確保することへの志向とも見受けられる。そしてこのルール・ゾーンを拡大することによりワールド・スタンダードの構築を進め、グローバル化の中での優位に向けて自らを位置づけていくことに、その一つの意義があると思われる。

例えば、米国においても懸念と議論をおこし、我が国でも個人情報保護法検討の材料ともなった「個人情報保護指令」は、ITの普及により欧州域内から移転される個人情報の保護の必要性を前面に出したものであるが、EUが主体的に情報の移転先の取り扱い水準について判断を下すツールを整備するものであり、不当な情報の扱いに対する抑止力を整備するものと位置づけられる⁵⁰⁾。これは、域内市場整備の観点から、域内における(個人)情報の取り扱いの水準化による自由移転の促進を目的としていると同時に域外⁵¹⁾に対しての防護壁を築いているものと捉えられよう。

また、環境・食料安全分野等における規制設定についても積極的である。例えば、各種環境関連規制の他、最近では、大がかりな見直しとスタンダード設定に踏み込んだ化学品登録に関するREACHシステムの検討等があげられる。これらの規制やスタンダードは、EUの市場規模から見た場合、域外国である日本等の企業においてもその対応が結果的に迫られることとなる。実際にEU基準等を意識し、それらに先行し

50) 実際に情報保護が不相当との認定によりある国を対象としたデータ移転を全て停止することは、物理的にも、このグローバル化の相互依存関係の状況にあって報復の有無の可能性からみてもあまり現実的でないと考える。従って、域外に対してのこの指令の存在意義は、基盤ルールの策定とそれに対する「違反」といった状態を明確化することが重要な目的となると筆者は考える。

51) 取り扱いの未熟、不備といった技術的観点からは「IT途上国」が対象となり得るが、大量の情報を政治・外交面、安全保障面等様々な観点から利用する頻度の高いIT先進国を対象にしたシステムとも考えられる。

てアジャストをしている企業も増加している。なお、現在の製造業の世界においては、政府標準よりも、むしろデファクト・スタンダードがスタンダード・セッティングに重要な役割を果たすことが多く、15か国、後に25か国の市場におけるスタンダード・セッティングは国際標準化作業をする以前にスタンダード形成過程において域外に直接・間接に色濃く影響を及ぼすこととなり得る。このような影響のあり方は、更には、経済・産業面のみならず、人道・文化・社会面他においても同様に起こり得るものと考ええる。

5 . 安全保障

一国の実質的な主権の維持とアイデンティティの確保の上では、その規模と運営の両面から見た防衛能力や安全保障政策がその前提となることには異論がないものと考ええる。

欧州の共同防衛といった、安全保障政策の歴史自体は1954年のEDC構想⁵²⁾まで遡るが、大戦後の欧州の復興と安全保障は、基本的に米国との協力により達成されてきたものであり、北大西洋条約機構(NATO)の果たしてきた役割は大きかった。なお、冷戦の終焉に伴い、欧州地域における米国軍のプレゼンスやNATOの役割は不要にはなっていないものの、相対的に欧州にとっての役割は減少したと考えられる。対ソ連といった米・欧州の共通の目標が後退した以上、米国からみても欧州地域に以前と同等の兵力を維持する必要性も後退し、米軍の駐留も削減されている。一方で、経済的にも復興と発展を遂げた欧州においても、地域を欧州に限って見た場合、全てを米国との協調下で仕切らなければならない理由も同時に後退した。更に、このような環境下、湾岸戦争が勃発し、その対応との関係で欧州独自の対応が目標として強く意識されるに至っている(欧州安全保障・防衛アイデンティティ)⁵³⁾。なお、米

52) 西ドイツの再軍備との関係で懸念を払拭しきれなかったフランス国民議会の反対があったため実現しなかった。

53) ESDI: European Security and Defense Identity

国がロシアと中・東欧諸国、更には中東を睨んだ安全保障環境構築上、引き続き NATO の役割に意義を見いだしている中、欧州が安全保障政策上、自律的な方向性を示すことを当然に歓迎し得なかったことは容易に想像できる⁵⁴⁾。しかし、EC は、時代の流れを見極めつつ IGC の招集を行い、安全保障面での欧州の枠組みづくりを含め、対応を急ぎ、共通外交・安全保障政策(CFSP)を含むマーストリヒト条約合意へと踏み出していく。また、当初 NATO との関係性を重視し、独自の防衛構想には慎重姿勢を示した英国の路線変更などが見られる中、コソボ紛争と NATO による歴史的な空爆により、欧州安全防衛政策(ESDP)を推進する方向性は強化され、以降、アムステルダム条約を経て、着実に体制を整えてきている。

このように、EU は、紛争予防、ひいては安全保障面におけるソフト面とハード面の双方における自立性確保に向けて一步を踏み出している。

おわりに

EU を構成する加盟国の「統合」に期待することは必ずしも一様ではないし、加盟国と欧州委員会等との間でも温度差があるのが実状である⁵⁵⁾。また、EU 総体としては、経済や安全保障といった域外的な要因が仮になかったならば、域内的な効率性を求めるインセンティブ自体は必ずしも高くなく、独自のペースを守りつつ時間的にゆるやかな統合であったとしても差し支えなかったと思われる。逆に、昨今の統合推進(深化と拡大の両面)のインセンティブは、域外的要因に規律される部分が極めて大きく、少なくとも(領域的な意味における)欧州域内において文化、経済、社会、安全保障等あらゆる

54) 植田隆子「欧州連合の軍事化と米欧関係」日本 EU 学会年報第 20 号 (2000 年) 参照。

55) 例えば、欧州指令(Directive)はこの温度差をうまく吸収しながら統合を深めている一つの重要な手段であると言える。欧州指令について、EU レベルの法律なのに加盟国によって運用が異なるということに疑問を持つ場合が多く見られるが、最低基準(加盟国の妥協)を定め、その達成方法(HOW)は加盟国に委ねられているため、あたかも加盟国によって差異があるような結果となっている。

分野においての実質的な主体性を維持すること(ミニマム・アイデンティティ)、そしてその延長としてその最低限の主体性を維持する観点から予防的な意味においてプロアクティブにグローバリゼーションの中においてEU主導によるワールド・スタンダードを構築すること(いうなればエクステンデッド・アイデンティティ)にその行動の原理があるものと思われる。その意味において欧州の統合は理念として語られる部分も多分にあるが、同時に極めて現実的アプローチの集大成であることにも留意が必要であり、むしろ、域内外からの支持を得ながら推進するためにその理念が果たしている役割は大きい。

同時に、グローバリゼーションによるワールド・スタンダードとの関係では常にそれとの乖離が米国をはじめとする是正圧力にさらされる可能性が高いことから、EUの域内政策の多くが、同スタンダードに整合的なものとなるよう、EUの多角的な弱点克服が常に念頭におかれているように見受けられる。基本的人権、法の支配、市場経済等の水準達成に関し、EUの拡大にあたって加盟候補国に厳しい政治的・経済的クワイテリアが課せられたのは、域内の平和と安定確保は当然のことながら、EU域内にその理念の前提が崩れるような弱点を持たないようにすることも意識されているとも考えられる。また、より積極的な活用場として捉えているWTOに関しても、各種域内政策、通商政策のWTO整合性にも配慮が払われている。

なお、上述の域外との関係におけるアイデンティティ維持の視点は、「統合」にその存在意義を置く欧州委員会が常に意識しているところであるが、欧州委員会内はもとより、加盟国政府の支持が得られなければその政策は推進することができない⁵⁶⁾。従って、その前提としての加盟国国民や関係国政府のEUの政策への理解と支持を確保するための努力を日々怠っていない⁵⁷⁾ ことにも注目されるべきであろう。

56) 様々な分野での域内調和による域内効率と国際競争力を目指す欧州委員会にしてみれば現在加盟国に所在する権限分野へのその権限の拡大は必然であるが、一筋縄には行かない。なお、最近の例では、それまで各国が実施していた米国との航空交渉を欧州委員会が担当する権限を得たというのがある。

57) EUホームページの充実、パンフレット等の分かり易さと充実、欧州委員等とのインターネット・チャット設定など、説明責任と民主主義の基本としての情報提供の視点があるやに見受けられる。

一方で、現実的には、加盟国が必ずしも常に統合の観点からのみ行動している訳ではなく、国内問題やEUにおけるプレゼンス、域外への影響力行使といった観点からの自国利益の追求を放棄している訳ではないことも忘れてはならない⁵⁸⁾。

そもそも、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの3国が関税同盟を構成し、成立したベネルクスが仏や独といった大国との関係で一定の発言力を確保する上で重要な機能を担い⁵⁹⁾、EC原加盟6か国の中でも小国にも一定の発言力のある体制⁶⁰⁾を築くに至ったことは、その後のEC、EUの発展過程の中でも更に練り上げられており、更には、この図式は、米国などに対して国連やWTO等といったマルチの場でのEUやEU加盟国の行動様式において生かされているとも言える。また、域内的に国と国の間で議論をして練り上げた結果、すなわち、あらゆる角度からのシミュレーションを経た上で、国際場裏にて意見を反映させていけることも一つの強みであろう。これらは、意見の食い違いによる消耗といったマイナス面があり得る一方で、多様性のポジティ

58) 古くは、ドゴールのいわゆる「ルクセンブルクの妥協(1966)」があり、最近のニース条約に関する議論においても加盟国の発言力に直結する議席数との関係で紛糾した。前者については、様々なEU関係書籍に記述があるが例えば、島野卓爾・岡村暁・田中俊郎「EU入門」有斐閣2000年、他、後者については、深沢 兵吾「欧州連合の舞台裏」中央公論事業出版2003年 や Timothy Garton Ash "European Orchestra" Hoover Digest 2001 No.3, Hoover Institution、中村民雄「EU憲法秩序の形成とニース条約」 「日本EU学会年報」第22号(2002年)参照。

59) ベネルクスがE(E)Cを予定したリニアな同盟であったという位置づけで捉えるものではなく、先ず仏・独等との関係から利害を調整した同盟があったと捉えた上でEC6か国体制を捉えるべき。小久保康之「ベネルクス3国と欧州統合の50年」日本EU学会年報第21号(2001年)

60) 大国、特にフランス(ドゴール大統領)のEEC等の意思決定過程における拒否権への固執(=全会一致性)と「諸国家からなる欧州」に対してベルギー等の小国がその中に埋没しない機構を志向し多数決制による超国家性を追求したことに端緒をなす各種機構論は、現代においてもEUの機構論上の論点となっている。詳しくは、これをフーシェ・プラン、スパーク・プラン等の背景分析から大国と小国の追求した方向性と性格を示した以下の論文を参照。小林正英「欧州統合過程におけるベネルクス三国の外交 - フーシェ・プラン交渉を中心にして -」 「法学政治学論究」第二十七号(1995年冬季号)慶應義塾大学大学院法学研究科内刊行会編

ブな面と評価できる⁶¹⁾。

なお、グローバル環境下のEUの自立性を補完・ヘッジする要素として、EUの締結している各種地域貿易協定(RTA)等の戦略性が注目されるが、ここではそういった周縁部があることを指摘するにとどめておく。

本稿ではEUの自立性について取り上げてきたが、ここで「自立」の意味するところは必ずしも域外に対する「対立」ではなく、例えば、EUの米国との関係を見ても利害が対立する分野はあるものの、むしろ大西洋間でのパートナーシップの太さについて念頭においておかなければならない。両者間には、人権や法の支配、民主主義や市場経済といった基本的価値観が共有されており、世界で最も大きな貿易・投資関係を築いていることをはじめとする緊密な関係の存在といった事実の上になりたっている自立の問題をここに分析したものである。

そういった前提の上で、EUは、国際場裏において安全保障、政治、経済、社会、文化等あらゆる分野でのプレゼンスの強化をはかり⁶²⁾、多様性の価値観の維持と融合を域内において実践し、世界に示していくこと、その過程において他の世界的な極、例えば米国やアジア圏に対して欧州圏の自立性をより一層確保していくことを目標としているのである。戦後直ちに芽生えた米国に対する独立心は、実験と行き詰まりといった試行錯誤を乗り越え、自信を蓄えつつ実現されてきた。その流れをくみ、今や国際場裏を意識しつつ、欧州として、どのような地域を目指すか、10年単位等での政策

61) 加盟国間だけでなく、欧州委員会内部においても、欧州と世界の将来に関して未来研究ユニットがブレインストーミングを行いつつシナリオ研究プロジェクトを行っている等、議論へ取り組む姿勢の積極性が伺えて興味深い。内容は、小久保康之監訳 小林正英・東野篤子訳、G・ベルトラン/A・ミシャルスキ/L・ベンク編著「ヨーロッパ2010 -EU・世界を読み解く5つのシナリオ」ミネルヴァ書房2000年(英語版オリジナルは1999年)を参照されたい。

62) EU議長国としてのギリシャの目標としても、4億5千万人の欧州建設および国際場裏におけるより強いプレゼンスを表明している。(ギリシャ議長国ホームページ：<http://www.eu2003.gr/en/cat/65>) また、ラーケン欧州理事会の議長結論文書においても"more present in the world"とプレゼンスの強化を目標として明示している。

期間を定めて、主権国家間ですりあわせを着実に進めていくそのプロセスには学ぶものが極めて多い。戦後、米国からの自立を求めた欧州は、今や、グローバリゼーションという複雑な網目の中で、自律性を追求している。むしろ、自立性確保の観点から利用できる関係は十分に活用しつつ、自律性の完成を目指しているともいえよう⁶³⁾。

この自律性こそが欧州の求めるささやかで大きなアイデンティティである。なお、その追求の過程では、無用に完璧主義なまでの目標設定をミクロな次元で行ったり、それらの達成にいたずらに固執せず、総体として前進することを選択するプラグマティズムを身につけた行動様式が、結果的に着実に前進を成し遂げている「EU」そのものと捉えられよう。

(筆者は在ルクセンブルク大使館二等書記官)

63) 「自立性(= 非依存)」は、例えばエネルギーや産業をはじめ、あらゆる経済・社会面における自給自足体制の確立などが究極の目的であるが、同時に、個々の分野や事項における完全かつ潔癖なまでの自給のみがその目的達成手段ではなく、それぞれの分野における域外とのパートナーの関係により達成し得るものでもある。なお、この「自立性」は、国際場裏における、より自由度の高い「自律性」の前提となるものと筆者は位置づける。「自律」は「外部からの制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること」と広辞苑にある。